

# 計画の推進



## 1 市民参加と協働の推進

地域における保健や福祉を充実するためには、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会、ボランティア等による支援や協力がとても重要です。このため、障害者福祉のためのボランティアの育成・充実を図るとともに、地域団体相互の連携や、当事者団体、行政との連携を強化し、市民と行政が協力して、当事者のニーズを反映したサービス提供に努めるとともに、当事者参加の推進を図ります。

また、この計画は、障害のある人が地域で自立した暮らしができるように必要な支援を行うと同時に、障害のある人を取り巻く環境を整備していくこうとするものです。したがって、障害のある人を取り巻く市民すべてが計画の対象者となります。障害のある人、関係機関・団体、サービス提供事業者はもちろん、広く市民にこの計画を理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙、ホームページ、計画のダイジェスト等を通じて広報に努めます。

## 2 関係機関との連携

障害のある人に関する施策は、広範囲にわたるため、府内だけでなく幅広い分野における関係機関等との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、広域的に対応すべき施策については、障害保健福祉圏域において、県や他市との連携のもと、一体となった施策を推進します。

## 3 計画の推進と評価

### (1) 安城市自立支援協議会

計画の実効性を高めるため、安城市自立支援協議会において、年度ごとに計画の評価を行います。必要に応じて、施策の具体的な推進方法や見直しについて、作業部会や担当者会において研究・検討を行います。

### (2) 庁内の推進体制

この計画は、生活支援・保健・医療・教育・就労・生活環境等広範囲にわたり、また、市の他分野の施策との調整が必要であることから、府内の関連部署および社会福祉協議会からなる「健康とやすらぎ推進本部」において、年度ごとに計画の進捗状況の管理と事業の円滑な推進を図ります。

### (3) 関係団体等懇話会

障害のある人や家族、特別支援学校、サービス提供事業所、ボランティア等の関係団体で構成する懇話会において、計画の進捗状況の報告や、障害のある人のサービス利用の現状と課題、サービスや計画の施策についての要望等をたずね、施策の推進に反映していきます。

### (4) P D C A サイクルの活用

本市では、これまで上記(1)～(3)において、1年に1回取り組み状況を把握し評価を行ってきました。これらの取り組みをP D C Aサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。

